

各務原市水道事業給水装置復旧修繕工事に係る契約及び運用要綱

(令和2年10月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第5条ただし書の規定により市において費用を負担する給水装置の復旧及び修繕工事（以下「給水装置復旧修繕工事」という。）の請負契約について、当該給水装置復旧修繕工事の発注の公平かつ適正な運用及び迅速かつ簡潔な事務手続を実現するため、必要な事項を定めるものとする。

(契約単価)

第2条 この要綱を適用する給水装置復旧修繕工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る単価は、市長が別に定める単価表によるものとする。

2 前項の単価表の単価（次項及び次条において「単価」という。）を決定するに当たって調査を行う際は、市販の刊行物、見積等を参考に広く情報を収集するものとする。

3 前項の調査が終了したときは、市長は、速やかに最も安価なものを参考に単価調書を作成し、当該単価調書の額に諸経費を加えた額を単価として決定するものとする。

(契約の締結)

第3条 市長は、前条第3項の規定により単価を決定したときは、条例第6条に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対し単価を提示し、契約内容の説明をしなければならない。

2 市長は、前項の説明を受けた指定工事事業者から契約の申込みがあった場合は、当該指定工事事業者と契約を締結するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、契約を締結しないことができる。この場合において、市長は、当該指定工事事業者に対し、契約を締結しない理由を説明しなければならない。

(発注)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定による申込みに対して同項に規定する承認をした場合において、給水装置復旧修繕工事が必要と認めるときは、前条第2項の規定により契約を締結した指定工事事業者のうち適当と認めるものに給水装置復旧修繕工事を発注するものとする。

(相互協力)

第5条 第3条第2項の規定により締結した契約の内容に疑義が生じた場合は、市長及び当該指定工事業者は、当該疑義により市民生活へ与える影響が最低限になるよう相互に協力して解決しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。